

会 費 規 定

平成28年 4月 1日
一般社団法人 大阪大学工業会

- 第1条 定款第8条の会費は次の通りとする。
正会員の年会費は6,000円とする。
学生会員の年会費は3,000円とする。
- 第2条 終身会費は50,000円とする。
- 第3条 賛助会員は年額とし、30,000円（法人）及び10,000円（個人）とする。
- 第4条 卒業後満50年を経た会員は、以降会費を免除する。
- 第5条 名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 第6条 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

付 則

学生会員の入会金および年会費等の納入方法は次の通りとする。

1. 工学部に入学した者は、4年分の学生年会費12,000円を一括納入する。
2. 大学院工学研究科前期課程に進学した者は、進学時に2年分の学生年会費6,000円を、また同後期課程に進学した者は、進学時に3年分の学生年会費9,000円を、それぞれ一括納入する。
他大学から大学院工学研究科前期課程または後期課程に入学した者は、入学時に上記の学生年会費を納入する。
3. 工学部または大学院工学研究科を期間短縮して進学または終了した者は、前納分を正会員の年会費に充当するものとする。
4. 学生会員は工学部または大学院工学研究科の卒業または終了と同時に正会員となり、年会費または終身会費を納入しなければならない。
5. 工学部または大学院工学研究科への入学時に終身会費50,000円を納入した者は、在学中の学生年会費を免除され、卒業と同時に終身正会員となることができる。

（注）新定款作成に伴い変更